

## 📎 2019年度第1回公開講座「性犯罪・性暴力と司法」報告



◇2019年6月1日（土）午後2時15分から、スティックビル201・202号室において、「性犯罪・性暴力と司法」のテーマで、2017年度まで理事であった岡崎由美子弁護士を講師として、今年度第1回公開講座を開催しました。

◇まず、岡崎さんが、さひめと関わって、性暴力被害の深刻さを改めて実感したことが説明されました。性被害は、被害が長期間続くことが多く、PTSD等の疾患が現れ、それらの被害から失職、家族生活の破綻等深刻な事態に陥ることから、「魂の殺人」といわれています。そして、被害者は、怒り、恨み、自責の念にかられ、それらからなかなか逃れることができないということでした。

◇そして、①被害者の医療的・心理的・司法的支援をワンストップで行うには、行政の主体的取組と民間との連携が必要であるが、この体制・連携をどのように構築するのか検討して、私達が問題提起する必要性、②子どもに対する性暴力に対して、これまで支援のあり方自体が場当たりのため検討する必要性、③司法的支援については、さひめ弁護士がノウハウを集約し、弁護士会・裁判所・検察庁・警察等と情報交換や協議を行う必要性、④さらなる刑法改正の必要性について、問題意識を持たれていると説明がありました。

◇さらなる刑法改正の必要性とは、2017（平成29）年110年ぶりに性犯罪に関する規定が改正されたのですが、それは、被害者・支援者からすると、十分なものではないからとのことです。

平成29年の改正は、強姦罪を強制性交等罪と名前を変え、男性の被害も強姦と同じく評価し、強姦罪の法定刑を重くし、告訴を撤廃し、監護者が18歳未満の者においせつ行為・強制性交等をした場合を罰する罪を新設するなどでした。しかし、①性犯罪に関する公訴時効の撤廃または停止（時効が撤廃等すれば、子どもの時の性犯罪を成年になってから被害申告できるから。）、②強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和、③地位・関係性を利用した性的行為に関する罪の新設、④強姦罪における年齢要件を上げること（日本では13歳未満は被害者の同意があっても強姦罪成立するが、フランスは15歳、カナダ・イギリスは16歳）等、さらなる改正が必要と説明がありました。

特に、②強姦罪の暴行・脅迫要件は、今年3月、性犯罪に対して無罪判決が相次いだことを紹介され、その問題点を指摘されて、改正の必要性を説かれました。③についても、平成29年の監護者による性犯罪だけでは不十分であり、学校の先生、施設の担当者、職場の上司など、その地位・関係性を利用した性犯罪類型の罰則も必要と説かれました。

◇司法的支援制度の説明もあり、さひめのリーフレット（弁護士への相談版・青色のもの）を使われて、刑事事件・民事事件の手続の流れを説明され、刑事事件における支援制度である被害者参加制度（被害者が検察官と一緒に刑事裁判に参加する、その際弁護士を付けてもいい）などの説明、弁護士費用を援助または立て替えてくれる制度の説明がありました。

◇質疑応答では、質問・意見が多数出されました。参加者の皆さんの関心の深さが表れていたと思います。

### ♪♪ 会員・寄付のお願い

さひめの活動は、皆様からの会費・寄付により支えられています。趣旨にご賛同いただき、入会、ご寄附をお願いします。

振込先：山陰合同銀行/島大前支店/普通預金3822867  
口座名：しまね性暴力被害者支援センターさひめ

(年会費/一口あたり)  
正会員 3,000円  
団体会員 10,000円  
賛助会員 2,000円

## 第6回性暴力救援センター全国研修会参加報告（1日目の報告）

支援員 星野由美

6月15日・16日、マイドーム大阪で開催された全国研修会に参加しました。大会テーマは「性暴力被害者支援のためのワンストップセンターとは、～その現状と課題」で、初日冒頭に野党5党国会議員の激励挨拶、次いで内閣府男女共同参画推進課・暴力対策室長による「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターの現状と課題」の報告がありました。H32年度までに全県下最低1か所設置目標が、H30年10月奈良県の設置で達成。病院拠点型8か所、24時間対応は12か所と少ないこと、今後、拠点对応病院の整備、専門性の向上と人材育成、365日24時間対応や全国のネットワーク化、支援員等の処遇改善等々、課題は山積のようです。

日弁連の犯罪被害者支援委員会事務局委員の弁護士からは、日弁連実施のワンストップ支援センターへのアンケート調査報告がありました。45か所の支援センターの支援内容や費用負担にばらつきがあること、拠点の病院の深刻な財源不足、医師他スタッフの確保と体制整備するためには国の財政的支援強化他必須との報告でした。

病院拠点型ワンストップ支援センターからは、①沖縄の産婦人科医師より支援センター開設後4年目の今年8月、沖縄県立病院拠点型ワンストップ支援センター開設されること、これまでの経過と課題の報告がありました。性暴力被害の受け入れ実績が多い病院であり、又、米国式の婦人科救急として性暴力被害者対応の歴史があること。離島も含めた被害者対応の役割期待があるが、看護師確保や安定財源確保が課題であるとの報告でした。

大阪 SACHICO（大阪阪南病院）加藤産婦人科医師は、「性と生殖に関する権利」は憲法13条で保障されている権利であること、性暴力はこの権利侵害である等々熱く語られました。2010年～19年3月の電話相談件数/34117件。来所延べ件数/7940件。実人員/2130人（カルテ作成）であり、相談者の6割が未成年。2018年の性被害339件（レイプ168件・性虐待89件・DV28件 その他54件）でほぼ毎日一人であること。他機関（府警・児相・登録弁護士・学校）と定期的協議行っているが、特に児相との連携は重要。又、警察庁の強姦認知件数は2.1～2.5%と氷山の一角で残り97%への被害者支援は誰がするか、根拠法となる性暴力被害者支援法（仮）制定が必要と述べられました。

初日の夜は、支援員交流会に参加。運営主体の違いや相談対応状況の差があるものの、小さな県でも相談実績が非常に多いことに驚きました。相談の半数は10代でその半分は10歳以下との報告もあり、今後、さひめも20歳以下のPR周知に努めると共に、潜在的な性被害者への支援拡大が必要と切に感じました。

ここ1年、電話相談が激減しており、マンネリ化していた私でしたが、性暴力被害者支援のこれまでの経過や現状をしっかりと学ぶ機会を与えていただいたことに感謝します。

今研修会はこれまでの大会にまじ量的・質的に1段階ステップアップした会となったとの報告がありましたが、性暴力被害者支援法（仮）の早期制定を願いたいものです。

## 第6回性暴力被害者支援センター全国研修会に参加して

支援員 星野由美

先日、2日間にわたって大阪市で開催された性暴力被害者支援センター全国研修会に参加させていただきました。全国から集まった約40の支援センターの発表や、全国という場だからこそ聞ける専門的な講義など、非常に貴重な経験をさせていただいたことに感謝しています。

1日目の夜には交流会も開かれ、全国から出席された皆さんの活動や運営上の悩み、それをどのように改善したかなど、最前線の様子を伺うことができました。さひめの活動に当てはめて考えてみたり（最近、あまり活動に参加できていないので恐縮なのですが）、さひめの活動の強みなども再認識することができました。何より同じ志を持って活動する皆さんとの交流に元気を貰い、有意義かつ楽しいひとときとなりました。

2日目は、「全国のワンストップセンターの現状と課題」と題して性暴力救援センター全国連絡会に登録する42団体のうち35団体の報告が行われ、QRコード付きの相談カードやステッカーをコンビニ等に設置したり、中学高校への出前講座実施により相談件数が増加した例などが紹介されました。さひめからは、河野美江先生が県の相談機関である「たんぼぼ」との連携などについて紹介してくださいましたが、他府県には見られないセンター同士の連携は、新しい支援の形として模索できるのではないかと感じました。また、周知方法などについて早速LINEで皆さんと共有し意見交換できるスピーディーさが、改めてさひめの強みであると心強く感じました。

最後に、「三者協同面接の現状と課題 性暴力救援センターの関わり方」について三人の講師から講義を受けました。恥ずかしながら、三者（児相、警察、検察）協同面接という言葉は初めて聞いたのですが、子どもの心理的負担の軽減や聞き取り内容の信用性確保を目的とするはずの面接が、加害者捜査優先のために逆に子どもの心身の負担となっている場合があること、被虐児の供述と身体所見が一致しないことがある（「性被害を受けていない」と証言するが、医師の診察では明らかに虐待を受けている所見がある）ことなどが、大阪SACHICOの加藤治子医師から説明され、非常に驚いた次第です。加藤医師は、被虐児の心身の回復優先のためにも性暴力救援センターの医師による面接への同行、支援員らによる法的支援や非加害親への対応などトータルなコーディネートが必要であるとも話されました。

今回の研修会では、協賛されている麒麟福祉財団理事の方から「今回の研修会には初めて内閣府男女共同参画局の暴力対策推進室長や国会議員の出席があり、参加団体も初期に比べ格段に増加した。皆さんの活動は第2ステージに入ったのではないのでしょうか」と挨拶がありました。さひめの活動も確実に進んでいると思います。この活動を必要としている皆さんのために、これからも微力ながら協力させていただきたいと思いました。

## 司法部会に出席して

さひめ弁護士 大國 暢子

さひめ弁護士として、全国研修会に併せて行われた司法部会に出席してきました。

主な議題は、今後の刑法改正についてと、三者共同面接に関する情報交換でした。

性犯罪については一昨年に刑法改正がありました。被害者自身が望まない性的行為があっても、加害者による暴行・脅迫が伴わなければ原則として刑法上の罪にはならないという点は改正されませんでした。そして、今の刑事裁判では、加害者による暴行・脅迫の程度がそれほど強くなく、けれど、被害者が様々な理由により明らかな抵抗をできなかったような場合に、加害者が「抵抗が無かったから同意があると思った」と述べると、加害者の主張が認められて無罪になってしまう問題があることが話題になりました。

加害者が「同意があると思った」場合に無罪になるのは、日本の刑法では、犯罪は、原則として、わざと行われた行為（故意犯）にしか成立せず、不注意（過失）で気付かないままに誰かを傷つけてしまった場合は犯罪にならないためです。性的行為についても、加害者が「不注意」で被害者の「同意がある」と「誤信」して行った場合には犯罪になりません。これは刑法の大原則の問題なので簡単に変更はできませんが、条文の定め方を工夫することで、より性被害の実態に合うようにできないものを議論しました。結論は出ませんでした。今後も検討を続けることになりました。

三者共同面接とは、子どもから被害等に関する正確な証言を聞き出すために、検察・警察・児童相談所の三者が協力して実施する面接のことです。各地で実施事例は増えてきているようですが、刑事事件化のための事情聴取の側面が強く、被害者のケアが置き去りにされているのではないかと話になりました。そのため、まずは実態把握のために、全国の性暴力被害者救援センターに関与する弁護士に向けてアンケート調査を行うことになりました。

全国連絡会の司法部会に出席すると、各地の取り組みや問題意識の共有ができて大変有意義です。司法部会での議論を、さひめ弁護士間で共有して、法専門家だからできることを模索したいと思います。

## 性暴力救援センター全国研修会医師研修会の報告

さひめ産婦人科医師 河野美江

2019.6月15,16日に大阪で開催された第6回性暴力救援センター全国研修会に参加しました。私からは医師研修会の報告をさせていただきます。

医師研修会には約25名の医師が参加し、子どもの性被害について学びました。以前は、子どもの淋菌感染はタオルやお風呂でうつることがあると報告されていましたが、現在のCDC（アメリカ疾病予防管理センター）のガイドラインでは、淋菌感染は性虐待の診断根拠としてよいとされているそうです。日本ではまだ統一見解が出ていないので、私たち産婦人科医がきちんと検査を行い、司法の場で意見を述べるのが重要と思われました。

各地の医師からは、刑法改正後男子の被害も増えており、泌尿器や小児科の診察が必要となるケースもあるということで、今回それらの先生方も参加されていました。さひめにおいても、他科の先生方との連携の必要性を改めて認識しました。深い学びと気づきがあった研修会でした。

## 2019/8 さひめだより 定時総会報告

◇2019年6月1日（土）午後1時から午後1時50分まで、スティックビル201・202号室において、2019年度定時社員総会が開かれました。

2019年4月1日の正会員数は58名ですが、出席会員は24名、委任状提出者18名で合計42名の出席となり、総会が有効に成立していることが確認されました。

◇原代表から、今年1月に事務所を移転したが、引き続き地道に活動をするので、会員皆様のご協力をお願いしますとの挨拶がありました。

◇2018年度事業報告（第1号議案）、2018年度会計報告（第2号議案）が議案書及びANNUAL REPORT 2018のとおり事務局から説明されました。

会計は適正・正確であることが監事から報告され、第1号議案及び第2号議案は原案どおり、賛成多数により承認されました。

◇続いて、今年度の事業計画案（第3号議案）、予算案（第4号議案）が議案書及びANNUAL REPORT 2018のとおり事務局から説明されました。

事業計画について、河野事務局長から、島根県女性相談センターからの研修の委託は決定済であること、会員拡大・助成金獲得・寄付・イオンキャンペーン等は、さひめの安定的運営に欠かせない活動なので、今後も会員皆様のご協力を仰ぎたい旨の補足説明がありました。

第3号、第4号（2点の訂正をしたもの）は、賛成多数により承認されました。

◇総会終了後、河野事務局長から、県の性暴力被害者支援センターたんぼぼとの連携が順調に進んでいるとの報告がありました。

まず、松江のイオンの女性トイレには、たんぼぼのリーフレットが掲示されていますが、そのリーフレットに「夜間はさひめへ」（電話番号なども）と入れることができました。出雲ゆめタウン・島根大学・県立大学・高専等にも広がるそうです。

次にたんぼぼの留守電に、「5時半からはさひめに（電話して）」と入れてもらうことも決まりました。

## 編集後記

今回は読みごたえたっぷりの報告が揃いました。  
みなさまじっくりお読みください。

## 発行・編集

一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ

FAX : 0852-32-6567

e-mail : shimane.sahime@gmail.com

HP : <http://sahime.onnanokonotameno-er.com>